

患者のみなさんへ

外来腫瘍化学療法診療料 1 の算定について

当院では、患者さんと勤務先の雇用主が共同で作成した勤務情報を記載した文書をお持ちいただくと、スムーズに情報の提供ができ、療養上必要な指導を受けることができます。

①当院は専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、外来腫瘍化学療法診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。

②当院は急変時等の緊急時に当該患者さんが入院できる体制が確保されていること又は他の保険医療機関との連携による緊急時に当該患者さんが入院できる体制が整備されています。